

〔研究ノート〕

関宿藩の終焉（その二）——記録が語る関宿藩の終焉——

林 保

はじめに

前年度の研究報告に引き続き、深川藩邸の事件後について記す。

天朝ノ大命ヲ聞カズ、賊徒ニ荷担仕り候而ハ、遂ニ御疑惑ヲ蒙リ、当家滅亡仕り候ハ眼前ノ儀故、滞陣致サレ候安場一平殿へ、右ノ情実具申シ上ゲ、全ク右ノ取扱ヲ以ツテ今日迄、関宿城^{ツツガ}恙無く罷り立チ、就イテハ、何レニモ主人隠岐守帰城仕り候様、心苦シク仕リ、是迄両三名宛出府探索モ致サセ候處、上野其ノ他ヘモ主人ヲ押シ隠シ置キ候折柄安場一平殿（閏四月廿三日深川邸動乱前上野山内へ）ヨリ大多喜表ニ相召シテ、杉山對軒へ御内達ノ趣ハ、主人隠岐守帰城相成ラザルニ於テハ、大義名文相立チ難キ次第ニ付キ早々出府帰国ノ儀申シ候様致ス可シ。尤も尋常ノ処置ニテハ、行キ届キ申ス間敷ク候間、肥後藩御人数御貸下サル可ク候間、急速出府取り計ラフベキノ旨御談ニ付キ、有難ク畏レ奉リ、関宿表へ立チ戻り一同ヘモ右ノ趣申シ達シ、去ル十六日

對軒隊約二・三十名召シ連レ出府仕り、肥後御藩へ罷り出デ御出兵ノ儀相願ヒ、尚、安場一平殿へ面会申シ上ゲ、大多喜ニテ御達シノ通り取り計り計ライ是アリ候間御人数拝借ノ儀尚又申シ上ゲ候處、御承知相奉り、其ノ旨肥後藩島田治兵衛殿相願ヒ候處、未ダ一平殿ヨリ御談モコレ無く、參謀衆ヨリ御達シコレナクテハ、私ニ出兵相成リ難シトノ談コレ有リ、如何仕ル可キト心配罷リ在リ、其ノ儀吉村長兵衛殿ニ御面会、弊藩情実委曲申シ上ゲ、分家久世下野守へ取り扱ヒ御委任ニテハ、恐レ乍ラ御行届キ相成ル間敷ク候、是又逐一申シ上ゲ候、就イテハ何レニモ幼守ヲ教諭仕リ、奸徒兵ヲ打チ取り申サズ候テハ、主人帰城ハ相成リ難ク、是非共肥後藩御人数相借り、朝威ヲ以ツテ奸徒掃攘仕り候ヨリ、他ニ計有間敷ク強イテ吉村隊へ歎訴奉り候處、尤モノ趣ニ御聞取り成サレ候。

就イテハ御總督御登城ニ付キ、西城へ御同道下サル可キ旨ニテ、小事ヨリ大事ニ及ビ候場合モ、当今ノ形勢コレ有ル間、先ヅ暫ク見合セ置キ候様ニトノ御沙汰コレ有リ、敢ヘテ鬭争ヲ好ミ候次第ニテハコレ無く、幼弱ノ主私共預カリオリ、国家ノ廢亡ヲ相憂ヒ哀訴奉り候次第ニ付キ、其ノ儀御含ミモ成シ下サレ候得バ、小事ヨリ大事ニ及ビ候ヲ強イテ奸徒攘仕り度キ儀、毛頭御座無キ儀申

シ上ゲ候処、家ノ儀ハ御総督御達シハ、其ノ方共尽力ノ儀ハ御承知故、心配コレ有間敷キ儀御達セラレ、深ク有難ク存ジ奉リ、其の内奸徒小役ノ者壹人并ビ二近習由岐七郎ト申ス者召シ捕へ候間、篤ト相糺候処、隠岐守深川邸中二当時罷リ在リ候様子

この二人の召し捕りにより、隠岐守の所在が解かったことから、再び奸徒掃蕩の儀を總督府に歎願し、對軒一行は深川邸へ向かう事になるのであるが、一行には安場一平が行を共にし、厳しい總督府の条件のもとに、隠岐守の帰城の説得にあたる事になった。一平と對軒の行動は、次の一文により、對軒の苦衷を知ることが出来る。

御総督へ御伺ノ上、御承知成シ下サレ、去ル二十三朝卯半刻人数召連レ罷リ出テ候様仰セ付ケラル。(略)其方(對軒)儀ハ隠岐守居間へ平常通り三十名ヲ外シ罷リ越シ、安場殿ニハ表座敷ニテ御待チ成ラレ候間、主人へ御目掛ケ為サラル様周旋仕ル可シ。尤も先方ヨリ手向ヒ仕リ候節ハ如何仕ル可キ哉相伺ヒ候処、是ハ勿論ノ事ト仰セ聞カレ、人数ノ儀ハ要所ヲ相固メ申ス可キ御達シニ付キ、其ノ心得ニテ心配申シ談ズ、對軒壹人居間へ罷リ越シ申ス可キ処、奸徒君側ニ守衛罷リ越シ候ハ、一同覺束無ク相心得五・六輩随徒、錠口ヨリ這入り候処、案ノ如ク奸徒共刀ヲ以ツテ相支へ、余儀無ク打チ捨テ申シ、残り人数追々入込ミ争闘ニ及ビ、其ノ内主人ヲバ、何レハ歟潜匿、何トモ残情至極ニ付キ、庭内迄篤ト探索、隠シ所見届ケ度キ存念ニ罷リ在リ候処、安場殿ニハ御威光ヲ以ツテ、御談敷ノ上主人御取戻下サレ候ト齟齬仕リ、殊ノ他御憤激相成リ、何共恐入り奉ル事ニテ、是迄勤皇実効相立ツ可シト城中一同決議奮発仕リ候モ風若ニト相成リ候儀ニテ、誠以ツテ残情此ノ上無ク、自然勤王ノ為ニ家中雨露ト相成リ、互ニ主家ヲ滅却仕リ候次第ニ罷リ成リ候テハ呉々悲嘆漚無キ儀ト涕泣仕リ候。相成ル可キ儀ニ御座候ハバ、此ノ上朝威ヲ以ツテ隠岐守帰城相成リ候様偏ニ寛大ニシ、御仁恵伏シテ願奉リ、且又私共今般ノ所業粗暴ニ相成ル様聞コシ召サル可ク候得共、只々主人を取戻シ度キ相願ヒヨリノ儀ニテ、決シテ主人二手向ヒ等仕リ候儀ニ

テハ御座無ク候。奸徒共相支へ仕リ候ニヨリ御迷惑ヲ受ケ奉リ、肥後家へ御預ケ相成リ、何トモ立入り奉リ候得共、私共ノ心情篤ト御洞察下シ置カラレ候列願候。尤モ奸徒共并ビ二久世家ト定メテ種々讒訴申シ上グ可シト推察仕リ候間、一二御尋蒙リ候得バ、明日御答へ申シ上ゲ奉ル可ク候。

仰願

王政御一新ノ折柄ニ付キ申シ上ゲ奉リ候迄モ御座無ク候得共、正大明白ノ御裁許一同伏シテ哀訴奉リ候。誠恐誠惶頓首謹言

此の歎願書によれば、杉山對軒一行による主君廣文の帰城作戦は失敗に終わったことになる。しかも監察安場一平の眼の前においてである。

官軍は江戸駐留中江戸市中での争乱を警戒し、その発生を未然に防ぐ方策を講じていた。同藩内の者の争闘とは云え、死人迄出るといふこの争いは、官軍にとつて許し難い行為である。猶目的とした主君奪還も出来ず、逃亡を許したとあつては、「由々敷き事態ヲ招いた」ことになる。對軒は死を覚悟したが、安場一平からの達しは、肥後邸御預けであつた。一平の温情ある取り計らいと云うべきである。

この一件により、廣文の運命は決定的となる。藩邸脱出後何ヶ所も、潜伏滞在の後、上野山に入山することになる。

遠山正功筆記

辰閏四月の記録

廿六日 木下源助・杉本市郎左衛門他平士数名ヲ連レ、出府白

金台町近江屋方へ着、是ハ對軒方ヨリ、去ル廿三日ノ事件ヲ関宿へ知ラセシニヨル。

廿七日 亀井清左衛門、京都表ヨリ下向、是ノ日江府へ着、是ハ先ニ関宿脱人深川邸へ入り込ミ候節江府庁ヨリ、亀井

武三郎ヲ差シ登ラセシニ依ル。

辰五月

朔日 杉山對軒外三十名是迄白金台町肥後藩邸へ御預り謹慎

仰セ付ケラレ候処、更ニ霞ヶ関黒田邸へ謹慎替へ仰セ付ケラル旨、此廿九日總督ヨリ御達シコレ有り、是二一同所へ護衛輿送^{コソウカ}リ相成ル。尤モ御預りハ是迄ノ通り。

五日

助參謀渡辺清左衛門殿へ亀井等下達署ノ歎願書出ス（是ハ向^{ウキ}ニ差シ出シ候歎願書ト大同小異コレニ依リ出ス）

七日

總督府ヨリ御達四通

久世隱岐守様朝命ニ背キ、領分ヲ捨テ、脱走士民紛擾、藩弊ノ任相立タザルニ付キ、早速御沙汰コレ有ル可キ処、悔恨詠罪申シ出デ候ハ、御憐愍ノ筋モ為サラル可ク左候故、是迄御遅延遊バサレ候、即チ分一悔一悟相見ヘズ、御救助ノ道も相果テ、右ハ全ク奸夫墮弊ノ所業ト云ヘ、一旦藩主ノ位ニ立チ有間敷ノ所業ニ付キ、追ッテ御沙汰ノコレ有ル可ク候間、在邑ノ者謹ミテ朝命ヲ待チ、一同謹慎罷リ有ル可キ旨總督府ヨリ御沙汰ノ事。

辰五月

東海道總督府參謀殿

領内取締リノ儀是迄ノ者へ仰セ付ケラレ候間、民政従事ノ輩ハ謹慎中精々相勤メ申ス可キ旨、總督府ヨリ御沙汰候事。

辰五月

東海道總督府參謀殿

木村正右衛門以下奸吏共幼主ヲ籠絡^{ロウラク}

朝命ニ背キ、徒党ヲ結び、領分脱走民紛擾為シコレニ依リ、杉山對軒始メ三十名、奸吏ヲ攘ヒ幼主ヲ救ハントシテ、粗暴ノ拳動ニ及ビ候故、是迄肥後藩へ御預ケ黒田邸へ謹慎仰セ付ケラレ候所、情実御斟酌御寛大候思召ヲ以ツテ、右三十名ハ所表^{トコロモテ}ニオイテ在邑ノ者一同謹慎、尤モ對軒儀ハ是迄通り黒田邸謹慎罷リ在ル可キ旨、總督府御沙汰候事。

辰五月 東海道總督府參謀殿

木村正右衛門以下奸吏共主人ヲ奉ジ、城邑ヲ侵シ候儀モ計リ難キニ到リ、其ノ類ニテハ兵カヲ以ツテ相防グ可シ、總督府御沙汰候事。

辰五月

東海道總督府參謀殿

八日

前日ノ御達シニ依リ、黒田邸謹慎ノ者杉山對軒ヲ除キ外廿九名帰国仰セ付ケラル。

戎器類御下附相成り候、肥後大村藩宿營赤坂元雲州邸へ一泊、翌曉関宿表へ向ケ出発。

上野近傍彰義隊ノ横行コレ有り、途中ニテ争鬪^{シユツクタイ}出来シテハ、容易ナラザル儀ニ付キ、他路ヨリ千住口ノ方へ通行致ス可キ旨、渡辺清衛門殿ヨリ内達コレ有り。

廿八日

古河藩ヨリ回達

両総房三ヶ国触頭^{フエカシラ}ノ儀、佐倉藩へ仰セ付ケ置カラル候得共今度古河駅ニ於イテ鎮撫府相命ジラレ候、付キテハ同府ヨリ回達等ノ儀古河藩ヨリ相触レ候様仰セ付ケラレ候。

五月

下総野鎮撫府執事

相達セラレ候御用コレ有り候、重役ノ内壺人古河鎮撫出頭相成り候様ノ事。
右ノ趣下総国藩々へ相触レラル可ク候事。

辰五月

下総野鎮撫府執事

廿九日 古河鎮撫府ヨリ御呼出シニ付キ、富田久太夫罷り越し候処御達シ左ノ通

写

肥前侍従

両野州近辺賊徒出沒、官軍ニ抗シ、王土ヲ掠メ、王民ヲ苦シメ、未ダ平定ニ至ラズ候間、当分両野鎮撫出張致サセ賊徒鎮圧、猶二州藩々ノ向背篤ト相察シ、民政筋取締リ人心安堵候様指揮コレ有ル可シ。

大總督官御沙汰之事

五月三日

今度侍從議則決ノ通り仰セ蒙リ古河^{カネテ}二於イテ、鎮撫府相開カレ、先ツ以ツテ役々出張候間、下總野^{シモノト}兩州藩ニヨリ、諸御用聞次ノ為^カ人宛、当^カ駅へ差シ出シ相成リ候事。

五月 写

今般諸道總督府并ビニ海軍先鋒軍ノ印鑑廃サレ、向後大總督府印鑑壹通ニテ陸路并ビニ船路川筋共通行差シ免ジ候段御沙汰候事。

大總督府

右參謀

五月 別紙之通

大總督府ヨリ相達セラレ候ニ付、下總野二州ヨリ諸方へ罷リ越ス節ハ当府ヨリ印鑑差シ出サレ候事。

五月

旧幕領并ビニ旗本ノ菜地石口^{サイチ}稅入等ノ筋迄、藩^モ二最^モ寄^リヨリ委曲取り調へ早急差シ出シ相成リ候様ノ事。

六月

朔日四ツ半頃、君公佐倉表ヨリ歸ル。

前日十五日、上野山内御征討相成リノ節、輪王寺宮様奥州筋御立退キノ由ニテ、君公御儀モ午後八ツ時頃、根岸辺ノ方へ落子延ビラレ、王子村辺某村八幡社内ニテ夜ヲ明カサル。(是迄御供ノ者十九人) 其ノ内木村正右衛門近習大久保善之助・和田芳之助翌十六日鳩ヶ谷駅ト云フ旅店迄御立退ク、此ノ夜ハ同所ヨリ半里程ノ慈林村名主磯左衛門ト申ス者儀へ御一泊、翌十七日ハ同所伊之松ト申ス者方へ御宿替、其ノ翌十八日夕暮レ佐倉表へ指シテ御落子延ビ、其ノ夜某町某方へ困マヒ申ス由、是ハ正右衛門儀佐倉藩士某次男ニテ、木村家へ養子ニ来タリシ者故旧郷里ノ知人ヲ頼ミシ事ナリ。然ルニ関宿ヨリ差シ出セシ探索掛ノ者ノ内佐倉藩近傍ニテ、大久保善之助・和田芳之助兩人ニ出逢ヒ、御潜伏ノ場所聞キ取り糺シ、正右衛門ヲモ召シ捕フ可キ談

ヲセシ処、正右衛門儀ハ、兼而^{カネテ}関宿ヨリ手入レ等コレ有ル節ハ、君公ト差シ違ヒ相果テ申ス可キ覚悟ノ趣、兩人ノ申シ聞ケ候得バ、余儀無ク兩人ニ計ハセ、君公ノミ取り戻シ、早速ニ関宿表へ御供セシ候ナリ。

是ヨリ即(分家)久世^{カネセ}三郎様へ密ニ忍バセ奉リ、御帰城ニ相成リ候様心極メラレシ由、正右衛門等ノ為ニ、(分家)久世下野守(是ハ正右衛門養方ノ談)邸其ノ他所々へ押シ隠サレ、其ノ後漸ク一旦ハ御邸相成リシガ聞四月二十三日ノ深川邸事件以後、遂ニ上野山内へ擁蔽^{ヨウヘイ}セシメラレ、脱人御帰邸ノ事ヲ屢木村・丹羽等へ掛ケ合ハレ共、彼是ト事ヲ肯^カンゼザル故、梅田七郎治・安藤金藏等ヲ連レラレ、山岡鉄太郎(鉄舟ト号ス)氏ニ依リ、覺王院主ニ説カン事ヲ依頼セシガ、同氏モ其ノ説キ難キヲ以ツテ承諾セズ。止ムヲ得ズ五月十一日ニ至リ、久世下野守殿ヲ頼ミ、七郎治同行ニテ其ノ夜、覺王院主ニ面談シ、君公御帰邸ノ事ヲ百方談判セラレシガ、頑然異論ヲ主張シ其ノ言ヲ容レズ、止ムヲ得ズ近習向ノ者ニ説キ、密ニ^{ヒカ}抜ケ出サント迄謀ラレシガ、十五日御追討ノ乱ニ立子至リ、其ノ事モ絶へ果テ候ト語ラレタリ、嗚呼

六月

二日

古河表下總野鎮撫府へ関宿ヨリ差出候歎願書

隠岐守儀去ル四月中鎮撫ノ為帰城致ス可キ旨御暇成シ下サレ候処、病氣ニ付キ江府屋敷ニ罷リ在リ候ヲ、奸徒共大勢ニテ、巧ミニ幼君ヲ相擁シ帰城ヲ拒ミ、剩サヘ分家其ノ他所々ヲ往返致サセ、住居モ相定メ申サズ候次第ノ処、一同ニテ探索仕リ、此ノ節在郷関宿表へ引キ戻シ候、素ヨリ幼君ニコレ有リ、殊ニ^カ痢氣ノ症ニテ放心同様ニ、罷リ在リ候故、奸巨共却而^カ右ヲ幸ニ仕リ、不法ノ始末ニ及ビ候次第ニ御座候。然レ共一旦大法ヲ犯シ罷リ在ル次第ニ付キ、如何様嚴科ニ處サレ候共申シ上グ可キ様毛頭御座無ク、

重々恐レ入り奉り候ニ付キ、急度^{キツト}謹慎仕り置キ為シ候間、寛大ノ思召^{シテ}ヲ以ツテ御仁恕ノ御沙汰成シ下サレ度ク、邑在家来一同拳^{テオミシテ}而涙^{ナミダ}而懇願奉り候
誠惶誠恐頓首謹言

五月 関宿藩重役連署

四日 右歎願書下参謀渡辺清左衛門殿へモ差出候事

同日 久世斧三郎殿ヨリ西城へモ差出候歎願書

松平久世隠岐守儀當春

大総督府御方御鎮撫ノ為御東下ニ付、主人始め家臣一同足輕迄、勤王奉り仕ル可キハ勿論ニ候処、各家臣共之内王命ニ背キ奉り、木村正右衛門始め以下奸臣共数人、幼主江戸表屋敷躊躇^{チウチュウ}罷^ヒり在^リ候ヲ幸ヒニ存^ジシ、無理籠絡^{ロウラク}逃走仕^リ候ニ付、追々御達章ヲ以ツテ御譴責^{ケンセキ}ヲ承^リ候、私ニ於イテハ実以ツテ痛哭^{ウツク}ノ至^リ、其ノ罪受ケ奉ル可キ様モコレ無候得共、各々ハ全ク奸巨共ノ所為^シ顯然ニ付キ、只管御寛典ノ御処置成シ下サレ度ク先日歎願書差シ上^ゲ候処、此ノ度関宿在任罷^リ在^リ候家臣共一同會議仕^リ、幼主ノ脱走^{ダツゾウ}暫時モ捨^テ置^キ難^キ儀ニ付キ、歎願痛苦所々引^キ連^レ及^ビ探索漸ク訪^ネ出^シ候ニハ関宿表へ直^チニ差^シ送^リ、急度^{キツト}謹慎仕^ラセ置^キ候旨、素ヨリ隠岐守儀幼弱且病中ノ儀、一時奸臣ノ謀計ニヨリ、今日ニ至^リ候ハ、千悔萬悟一言ノ申^シ上^ゲ様モコレ無ク、深ク謹慎罷^リ在^リ成^リニテモ御救助ノ儀猶又私ヨリ伏^シテ願^ヒ奉^リ候様、當人ヲ連^レテ申^シ越^シ、事実^{レイソウ}本家墨卵^{スミドワ}ノ罪ニ於ケルヲ、私座視傍觀^シ忍難^キ儀ニ付キ、斧鉞^{セツ}ヲ顧^リミズ強^ヒテ歎願奉^リ候。此ノ上愛憐^{アイレン}候様ニモ、御寛典ノ御沙汰大早之雲霓^{ウネキ}傳^ヘ奉^リ候。

恐惶謹言 頓首

六月

六月九日 鎮撫府ヨリ御書付古河藩ヨリ回達

御高札ノ儀先般太政官ヨリ相達シ置カレ候処、城下

久世斧三郎

并ビニ宿駅ニテ今揭示相成ラザル向モコレ有ル哉ニ相聞ク、宜シカラザル儀ニ付キ、急速揭示相成^リ候様之事。

六月 鎮撫府 執事

下総野鎮撫ニ付キ、古河駅へ相聞カレ候処今般宇都宮へ相傳へ候事。

六月 鎮撫府 執事

十日 鎮撫府ヨリ御達シ、古河ヨリ藩回達

上総・下総・下野ノ国タルヤ古皇朝ノ御発ノ始メハ、宮様方ヨリ寺領守^リ為^サラレ候程ノ重キ国柄ニ候処、久敷出家ノ私恩小惠^{コウヂョウ}ニ国儲^シ、大義を失却セシメ、妄^リニ官軍ニ抗^シ、或ハ王土ヲ掠^メ、一揆^{クニ}徒党^ニ与^シ候。小民ヲモ鎮^メズ蓋惑^ケスルニ至^ル。今般奸ヲ除^キ候上ハ、忠良ヲ拳^ゲシ人ヲ尊^ビ、孤独ヲ恤^ム等ノ事モ漸クニ相引^カラル可^キ都^ニハ、昭王賢相精ヲ励^マシ玉ヒテ、日ニ彬^ラカニト善政善事目ヲ拭^ヒテ物見奉^ル程ノ御時ナリ。何レノ国、何レノ譬^ヘニテモ、天化ヲ感^成セザラシヤ。噫此下総野辺ヨリ以北ニ限り、天恩ヲ知^ラザル処少ナカラズ、実ニ恥^ツ可^キ事ニアラズヤ。近々奥州辺^ヲ早々平定成^サラレ候筈ニ付^キ、能^ク其ノ英意ヲ謹シ^ミ奉^リ、人心安堵御聖業ニ御成就太平ヲ願^フ様相成^リ度ク、下ニ迄所望奉^ルヘキモノ也。

慶応四年辰五月 下総野鎮撫府執事

強盗体ノ者コレ有^ラバ最^モ寄^リノ藩ニ依^リ聞^ケケ次第、自領他領ノ差別無^ク追捕相成^リ候様ノ事。

六月 鎮守府 執事

各所ノ通衢ノ地ニ相掲^ゲ、下民へ示論相成候様之事。

十三日 宇都宮鎮撫府へ差出候歎願書

鎮撫府が古河より更に北上し、宇都宮に移動していることから、再び廣文に関する減刑歎願書を提出している。内容は先

と大同小異の文章なので略す。

辰六月 関宿藩 重役連署

同日 右同府ヨリ御達

総野鎮撫ノ儀當府ヨリ一切管轄致シ候儀ハ勿論ニ候得共、廣莫ノ土地柄手ニ及ビ難キ儀モコレ有ル可クニ付キ、各藩領取締ノ儀ハ申スニ及バズ、御料并ビニ旗本ノ菜地迄、凡郡分ヲ以ッテ取締向キ、最寄藩々へ仰セテ付ケラレ候儀候。

依而一藩ヨリ重役壹人士分壹人名差シ出シ相成リ、鎮撫御用筋其ノ人ニ受ケ持タシメ取り計ラヒ相成リ候様、且當府ヨリ不時廻郡諸事致ス可キ差配候儀モコレ有ル可ク旁□レテ候相心得候事

右二付キ諸藩ヨリ伺ヒ左ノ通り

一 重役壹人士分壹人鎮撫。御用受持候者当地へ御詰メ居リ候哉、又八国元ニテ御用取扱ヒノ儀ニテ候哉、御付札当地詰メニ及バズ。藩ニテ御用扱候事。

一 民政筋公事訴訟脱賊之儀如何相心得可ク候哉

御付札藩ニテ取扱相成シ置ク事ハ当所へ伺ヒ出仕ル可ク候哉

一 御預リノ鄉村平日ハ領分同様相心得ノ儀ニテ御預ト申ス訳

ニハコレ無ク候、人数等差出候儀ハ書面ノ通りタル可キ事。

一 一郡ヲ二給三給へ御預リ分ハ其ノ藩々ニテ不都合コレ無キ様申シ合ハセ御預リ鄉村究メラル可キ哉

御付札書面ノ通り為ル可キ事。

下野国

那須郡 (大田原・黒羽・烏山) 寒川郡 (佐野)

塩谷郡 (宇都宮・喜連川) 安蘇郡 (吹上)

芳賀郡 (宇都宮・壬生) 足利郡 (足利)

河内郡 (宇都宮) 築田郡 (佐野)

下総国

印旛郡 (佐倉) 海上郡 (□田) 匝瑳郡 (太田) 香取郡 (小見

川・多古・古貫) 埴生郡 (高岡)

結城郡・豊田郡 (結城) 猿島郡 (古河) 岡田郡 (古河) 葛飾

郡・相馬郡 (関宿) 千葉郡 (佐倉・生実)

下野国並ビニ下総国郡庁所在地右之通り

新政府は着々と郡分に依り新しい体制を確立して行くなかで、関宿藩では、君公廣文の罪科軽減の歎願を五月に、遠山奎之丞外九十名で鎮守府に提出している。古河藩では此の時期鎮守府の仕事を開始している。廣文の帰城後の藩の活動は極めて緩慢としかいい様がない。鎮守府が古河に設置され、それ以来関宿藩は古河の鎮守府に、伺いを立て行動しなければならなくなっていた。嘗て幕府の関所を擁し、関東の中心で睨みをきかしていた面影は消えさつていた。最後の歎願書が遠山奎之丞から鎮守府宛提出されたのは六月廿九日である。

六月二十九日

下参謀吉村長兵衛殿へ差出ス

私共儀先達而歎願奉り候通り、関宿脱走ノ一旦同意仕リ候段、重々恐レ入り奉リ、先非悔悟罪ニ服シ仕リ候上ハ、如何様ノ嚴科ニ處セラレ候共一言ノ申様御座無ク、深く謹慎罷リ在リ候處君家ノ儀等卜勘考仕リ候得バ、片時モ心安ク仕リ難ク、是非共勤王ノ実行候上慝罪仕リ度ク、一同決心仕リ候。就キテハ今般奥羽筋御追討之先鋒へ御差シ如へ出兵仰セ付ケラレ度ク、尤モ老幼相除候得バ至ッテ少人数ニ御座候得共、寛大ノ思召ヲ以ッテ前文ノ通り仰セ付ケ候得バ、甚大ノ御仁恵有難仕合ニ存ジ奉リ候間、謹慎中ニテ立入候得共、奮死感激ノ餘リ心得ザル事相願候儀ニ付キ、御憐察ノ上幾重ニモ御取成下サレ度ク伏シテ懇願奉候 誠恐誠惶頓首謹言

遠山奎之丞

外九十名

辰六月

七月廿五日 宇都宮詰安保清助ヨリ申シ越ス

侍從儀下総野鎮撫免ゼラレ候、コレニ依り當村之儀今日ヨリ、
相通シ候事

七月四日

追記

明治元戊辰十二月七日 君公御所量五千石削減

明治二己巳三月廿八日 車駕再ビ東京城ニ至ル

明治二年五月十四日 諸藩反逆首謀ヲ斬ニ処ス。小島弥兵衛
斬

明治二年四月廿日 杉山對軒暗殺ニ逢フ。警護人平土中川

甚五右衛門・小役板倉富太郎・足輕吉

田彦七郎・場所武蔵国葛飾郡並塚

村・六ツ時過。

明治二年七月廿日 井口小十郎（對軒暗殺首謀）死一等

減

八月七日藩へ引渡サル

明治三年七月廿九日 関宿藩庁火災アリ

明治八年一月十三日 有栖川宮小日向邸臨駕（家令藤井随從）

（註）戊辰年（一八八六）慶応四年は此の年の八月迄。九月八

日明治と改元し一世一元之制を定める。

以上遠山正功筆記である。日時を追つての記録なので、藩の動

向を知る上で取り上げた。此の外に貴重な個人の記録があるが、

今回は紙数の関係で、正功の記録以外は、概略を記す事にした。

杉山對軒に関する事項

(一) 江戸藩邸に於ける藩論統一の不成功と、十三名の藩士の脱藩

事件

(二) 江戸深川藩邸に於ける、廣文奪還の乱闘事件

(三) 肥後藩邸謹慎の事

右記を略述すると、次のように對軒の心情を読取る事が出来る。
其の一に報告の通り、総督府隠岐守廣文^{カクワラス}に対し、下総野に於ける賊
徒討伐と士民鎮撫の命を受けたにも不拘、江戸藩邸の佐幕派の力が
強く、廣文の関宿帰城が不成功に終り、剩え十三名の脱藩者を出し、
其の上君公廣文の奪還策にも失敗し、総督府の達しにも不拘騒擾事
件を惹起してしまつたこと等の、理由と実体を総督府に忌憚なく報
告し、関宿藩内の勤佐の争いと、藩内混乱の状況がよく読み取れ、
對軒必死の歎願がわかる。(三)は乱闘事件後肥後藩邸に謹慎中、
肥後藩に提出した最後とも言ふ可き歎願書である。對軒がいかに廣
文や藩の行く末を心痛していたかが解かる。危急存亡の時何為すこ
とも無く、謹慎させられていたかが解かる。危急存亡の時何為すこ
の重役に勤王專一に帰するよう、総督府へ歎願書を提出するよう求
めている。

對軒が無念におもつていたのは、口実を以つて藩を説得出来な
かつた事であり何よりも無念であつたらう。對軒の努力はすべて裏切
られ、君公は上野山へ（勸善院）身を隠し、佐幕藩士は君公守護と
称し百数十名が、登山の上彰義隊に与し、正隊を結成し彰義隊の中
核的存在となつた。然し上野戦争は幕府軍の大敗に帰し、廣文も家
臣と共に脱出し、逃亡生活となる（木村正右衛門・大夢と号す。戊
辰後経歴に詳述）
戊辰戦争後明治政府は、佐幕藩に対して、反逆首謀者の氏名提出
を求めた。

久世廣業家記（四冊之四）

反逆首謀取調 戊辰十二月一日ヨリ己巳五月迄
戊辰十二月八日

一 親類土井大炊頭ヨリ重役者人、添役者人呼出ニ付キ罷り出テ候
處左之御通達書相渡サル。 久世廣文

上野山内賊徒屯集之節、私二自邸ヲ脱シ其党ニ与シ、終ニ王師ニ抗衡候条、幼弱トハ申シ乍ラ、大義順逆ヲ相弁ヘザル次第、其ノ罪科輕カラズ、急度御咎仰セ出ダサルノ處、格別ノ思召ヲ以ツテ、領地之内五千石召シ上ゲ、隱居仰セ付ケラレ、家名相統ノ儀ハ、結縁ノ者仰セ付ケラル可キ事。

但シ相統ノ者早々願ヒ出ズ可シ、且ツ首謀ノ家来取調べ申シ出ズ可キ事。

行政官

この通達により、久世隱岐守廣文は、隱居の身となり、弟廣業が家督を継ぎ、久世の家名は存続され、郡縣制度実施の際は、関宿縣知事となり、新政府の行政の一翼を、になうこととなった。久世家は五千石を減じられただけの、軽い処分であつた。久世家は解任。明治四年（一八七一）七月廢藩置縣の制により、藩知事は解任。関宿藩知事「久世廣業は罷免され、新政府の命により、東京箱崎邸に転居することとなり、七月下旬廣業は、船により江戸川を下り関宿を離れた。時に廣業十五歳であつた。

同通達にあつた反逆首謀の者の名は次の通りである。

反逆首謀之者罪状書（廣業家記）氏名及び罪状（略述）

市太夫事 杉山對軒 深川邸乱入事件
元中老当時隱居 小島弥兵衛 脱走と佐幕を提唱無頼の脱人保護による
近習頭 垣内伴内 佐幕論者・無頼脱人と与す
右 同 大久保金左衛門 配下の者上野山に登山し反逆
留守居添役 本田又助 脱走後主君帰城相拒み召し取られる
大目付 田中田盛 在所脱走と佐幕相唱へ無頼脱人と党与し十三名脱走人の差し許し実施

目付 田中 繁

徒頭 安藤金蔵 上野山内に登山せざるも、脱走して各所に於て

佐幕周旋したる事

近習頭取 中田将三

中小姓 鷹野幾五郎

用部屋物頭 近藤慎之助

近習 戸川牧太 佐幕論者、無頼脱人との党与、関宿への帰邑拒

否

給人 寺田勘十郎 佐幕論者、奥羽諸藩周旋金子引揚

無役 清水耕蔵 佐幕論者、無頼脱人と党与、帰邑拒否

右 同 近藤勝蔵 右同五月十五日上野山登山

城番・学館頭取列勤 成石修輔 学館教授方の脱走の責任

以上の者が反逆の指導者として、辨事御役所宛に、亀井清左衛門・

木下源助・杉本市郎右衛門等によつて、届出報告されている。

この内杉山對軒と成石修輔の二人、辨務役所堀江禎一郎の命により、首謀者から除名するよう達しがあり許されている。特に對軒に就いては、東海道参謀渡辺清左衛門から、對軒は上野戦争の時は、伊州藩に於て謹慎中であり、此の罪情書には虚偽の疑いありとして再調査を、辨務官に求めた。この事は對軒の無実を証明するものであり、又成石修輔についても同様の事であつた。他の十五名についても、首謀者とは言い難く、再調査すべきであるとの達しが下されたのである。

對軒を初め十五名の者も、身の潔白が新政府に認められ、一同の帰国が許された。

明治二年（一八六九）四月十九日 反逆首謀の者とされた者、総員開放され、十五名は午後三時頃、船（夜船）にて帰国。對軒のみ出立を二十日に延期された。

明治二年四月二十日 杉山對軒只一人、同日陸路駕籠により、護送帰還を江戸重役より達せられ、對軒を乗せた駕籠は江戸を立つた。この時佩刀はすべて取り上げられ、駕籠の上に縛りつけられ、完全

武装解除の姿であったと言う。

武州葛飾郡並塚村（俗に四里八丁と呼ばれている）に到った時、時刻は午後七時頃、佐幕派の刺客富山匡之助・井口小十郎等の襲撃により暗殺された。終始勤王の道を説き続けてきた對軒、この時三十九歳であった。

尊皇家船橋隨庵の嘆きは、一方でなかったと言う。

以上反逆首謀者に関する略述である。

【追録】上野戦争と関宿藩上隊について

上隊士宇野田鶴雄の「懷中日記」にみる隊士としての心情。

「慶応戊辰年四海悉く混乱す。其の所を以つて平、外に醜夷あり、内に姦謀の臣あり、相共に謀りて 国を呑まんとす」と攘夷の正義を説き次いで、徳川家三百年の治平を讃え「大なる哉其の功」と説き（略）同盟有志の士九十余人（略）孤主を扶けて、皇を尊び、民を安んじ、將軍の羞を雪がんと欲し、朝に賊徒と叡山に戦ふ、利あらずして夕べに走る。萍遊すること一年孤主帰る。臣等力尽きて、故国に帰降し罪を帝に謝すと冒頭に、佐幕藩士としての止むを得なかつた、心の内を記している。そして日記の後半に上野戦争における上隊の結末を書き加えている。

○上野登山・江都脱走之士

富田弘人（杉山對軒暗殺一件二付キ帰国後切腹）以下六十名ノ氏名（略）

奥州行 寺田勘十郎他五名

糺問所ヨリ赦免 本田又助 菅沼祐右衛門以上二名

謹慎ヨリ脱走奥州行 新井□蔵 村井銘助以上二名

閏四月中出奔 崎山傳左衛門他八名（氏名略）

関宿ヨリ脱走 家老木村正右衛門正則 中老丹羽十郎右衛門忠教

同隠居虚舟 木村一門奥原秀之助 宇野田鶴雄（前名中根静馬）他

二八十九名（氏名略）

戦死者・負傷者ノ氏名略ス。

あとがき

幕末における記録をもとにして、「関宿藩の終焉」をまとめる予定であったが、結果として力不足の為、書き残しも多く、理解しにくい点が多々あることは、ご了承願ひ後日機会を得て、補いたいと思つている。

【参考資料】

○遠山正功筆記 ○杉山對軒先生小傳 ○戊辰後経歴 ○久世廣業家記 ○中野みわ子自叙伝 ○宇野田鶴雄懷中日記 ○麻生稔家文書（麻生萬五郎福満記録・農兵誓詞・自力証） ○その他（舟橋隨庵嘆願草稿・横田家文書）等

（はやし・たもつ 当館客員研究員）